

規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十五号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに令附則第八条第九項及び第九条第三項」を削る。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項第十三号を削る。

第五条第一項を次のように改める。

令第八条第六項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、様式第五号の据置期間延長申請書に被害の種類及び被害物件の数量、被害金額等被害の程度を証する書類を添えて、福祉事務所に提出しなければならない。

第六条第二項中「、第九条第一項又は令附則第八条第五項」を「又は第九条第一項」に改める。

第十三条及び第十四条中「（令附則第八条第九項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十五条第一項を次のように改める。

令第十九条第一項の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、様式第十九号の支払猶予申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、母子・父子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所に、母子・父子福祉団体にあつては知事に提出しなければならない。

第十七条第一項中「及び令附則第八条第九項」を削り、同条第三項中「（令附則第八条第九項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十二条の表第二条第一項の項中

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	令附則第八条第一項
母子臨時児童扶養等資 金	父子臨時児童扶養
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金

第一項	項	資金
-----	---	----

を

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第三十一条の六第一項
-------------------------	-------------

に改め、同表

第二条第二項第十三号の項を削り、同表第五条第一項第一号の項中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項」に改め、同表第五条第一項第二号の項を削り、同表第

六条第二項の項中「又は令附則第八条第五項」を削り、同表第十三条の項中

令第	書	令附
----	---	----

八条第三項ただし	令第三十一条の六第三項 ただし書
則第八条第九項	令附則第九条第三項

を

令第八 条第三 項ただし 書	令第 八第
-------------------------	----------

三十一条の六第三項
し書

に改め、同表第十四条の項中

令第十六 条	令
令附則第八 条第九項	令

第三十一条の七におい
準用する令第十六条
附則第九条第三項

を

令第十六 条	令第三 十一条 の七に おいて 準用す る令第 十六 条
-----------	---

に改め、同表第十五条第一項第一号の項を次のように改める。

第十五条第一項	令第十九条第一項	令第三 十一条 の七に おいて 準用す る令第 十九 条第 一項
---------	----------	--

第二十二條の表第十五條第一項第二号の項を削り、同表第十七條第一項の項中

項ただ

に改め、同表第十四条の項中

令第十六条（令附則第八
条第九項において準
用する場合を含む。）

令第三十八条に
用する令第十六

において準
条

を

令第十六条

令第三十八条において準
用する令第十六条

に改め、同

表第十五条第一項第一号の項を次のように改める。

第十五条第一項

令第十九条第一項

令第三十八条において準
用する令第十九条第一項

第二十三条の表第十七条第一項の項中「及び令附則第八条第九項」を削り、同表

第十七条第三項の項中

令第十七条（令附則第
八条第九項において準
用する場合を含む。）

令第三十八条において準
用する令第十七条

を

令第十七条

令第三十八条において準
用する令第十七条

に改める。

様式第十八号中「（回令附則第8条第9項及び第9条第3項において準用される
縮小を含む。）」を削る。

様式第二十五号中「並びに回令附則第8条第9項及び第9条第3項」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の
貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使
用することができる。